

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課）

項 目 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る産業用地の整備に向けた税制上の所要の措置		
税 目	所得税 （所得税法第 11 条第 1 項） 法人税 （法人税法第 2 条第 6 号、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 3 号） 消費税 （消費税法第 60 条第 8 項） 印紙税 （印紙税法第 5 条第 3 号） 登録免許税 （登録免許税法第 4 条第 2 項）		
要 望 の 内 容	全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、独立行政法人中小企業基盤整備機構が新たに実施する、産業用地整備に関する融資・指導業務の実施に係る所要の税制上の措置を検討する。		
	○特例措置の内容 ・所得税法別表第一に掲げる法人として非課税措置を適用 ・法人税法別表第二に掲げる法人として非課税措置を適用 ・法人税法施行令第 5 条第 1 項第 3 号に規定する非収益事業として非課税措置を適用 ・消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用 ・印紙税法別表第三に掲げる非課税文書として非課税措置を適用 ・登録免許税法別表第三に掲げる法人として非課税措置を適用		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
	（改正増減収額）	（ － 百万円）	

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。 (2) 施策の必要性 2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年 6 月閣議決定））を達成するためには、半導体・電子部品の製造工場やデータセンターをはじめとする、地域の特性に応じて高い付加価値を創出する産業施設に活用するための産業用地を確保することが不可欠だが、こうした施設の中には、広大な敷地を要する、多量なエネルギーを消費する、豊富な水資源を要する、精密機器を安全に運搬するための交通の利便性が必要になるといった、立地条件が厳しく、適地が限られる施設が存在。 こうした施設の立地需要に対応し、地域に付加価値を創出する産業用地の整備を進めるためには、限られた適地を有効利用し、計画的に開発することが不可欠となる。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業用地整備に関する融資・指導業務を新たに実施するものである。		
	今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 由	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け 【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
			政 策 の 達 成 目 標 2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
			租税特別措 置の適用又 は延長期間 期間の定めのない措置
			同上の期間 中 の 達 成 目 標 政策の達成目標と同じ
			政策目標の 達 成 状 況 —
	有	要 望 の	

		措 置 の 適用見込み	1 法人（独立行政法人中小企業基盤整備機構）
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当されている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に産業用地整備にかかる融資・指導業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、円滑な業務の執行に支障を及ぼしかねない。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	【地方税】 ○法人住民税（（法人税割）法人税法施行令第5条第1項第3号に規定する非収益事業としての非課税措置を適用） ○事業税（地方税法第72条の5第1項による非課税措置を適用） ○事業所税（法人税法施行令第5条第1項第3号に規定する非収益事業としての非課税措置を適用） ○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和8年度予算要求（独立行政法人中小企業基盤整備機構交付金等）
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、円滑な業務遂行が可能となる。
		要望の措置 の妥 当 性	高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の融資・指導業務と比較しても、新たに産業用地整備にかかる税制措置を設けることは、政策手段として妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—